

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
21	農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和	1
28	土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し	4
23	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	7
16	都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	10
12	都道府県献血推進計画の策定義務の廃止	13
11	へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和	16
38	医師法等に基づく届出のオンライン化	19
8	基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し	23

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和

提案団体

安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げるとともに、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。

具体的な支障事例

農業委員会等に関する法律第8条第5項は、原則として、認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めなければならないという要件を定めている。ただし、「区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合」は、「認定農業者が少ない場合」として、例外的に当該要件を満たさないことができるが、本市の場合はこれに該当しない。

このため、本市では農業委員会の定数 14 人中8人を認定農業者としなければならないが、8人の認定農業者を選定し、任命することに苦慮している。

任命に苦慮する原因は、現役の認定農業者は、地元の農用地利用改善組合の組合長など、地域の農業団体の役職を務めている者が多く、常日頃本業で忙しいことにある。特に、農繁期の農業委員会業務は負担が大きいため、委員に立候補する認定農業者はほとんどおらず、任命を打診しても多忙を理由に断られることがある。現在は、地元農協や管理組合等からの推薦により、やむを得ず承し就任してもらっているのが実態である。一方、経営移譲をした認定農業者の親である元認定農業者は、認定農業者よりも地域の農政に対する知見が豊富である場合が多く、実際に認定農業者等からは、「認定農業者の親であれば支障なく農業委員としての業務ができる」という意見が多い。

こうした元認定農業者や認定農業者の配偶者等は比較的時間的な余裕もあるので、委員に就任しやすく、農業委員会の活動にも専念することが可能と考えられるが、これらの者は同法第8条第5項各号の者ではないため、委員に就任いただくことができない。委員の過半数に認定農業者を任命することとされている趣旨は「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、元認定農業者や認定農業者の家族が委員になった場合でも、その趣旨を十分に全うすることは可能であると考えられる。

なお、平成 27 年の法令改正時から、本市では、認定農業者等の過半数要件を満たすことに苦慮しており、当該改正の5年後見直しにあたり令和3年5月に全国農業会議所から行われたアンケートでも、本市としては、経営が多忙等のため認定農業者に就任を断られると考えられるため、「過半数」の要件が厳しいと回答しているところである。

また、一般的に、世帯主である男性が農業経営改善計画の認定を受けるが、その家族である配偶者等についても、農業に関与している場合が多い。さらに現行制度では女性の意見が農業委員会の運営に反映させにくいという問題もあると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各市町村の農業事情に応じて委員を選任できる可能性が広がるため、地域によっては、農業に積極的に取り組

んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させることが一層できるようになる。また、女性の登用が進みやすくなることにより、女性の視点からの意見が農政に反映される。

根拠法令等

農業委員会等に関する法律第8条第5項、同法施行規則第2条第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、上市市、須賀川市、川崎市、下呂市、田原市、滋賀県、広島市、鹿児島市

○当市は令和2年7月の改選においては、農業委員の過半数以上が認定農業者となり、現状は要件を満たしている。

しかしながら、認定農業者の多くは現役で農業に取り組んでおり本業が忙しい上に、農業関係の役員等を兼務している。多忙を理由に断られ、任命には大変苦慮しているのが実態である。

○認定農業者の配偶者まで要件を緩和するなど、女性農業委員の登用に向けて推薦範囲が広げられるよう制度的に緩和することが望まれる。

○当市では、地域からの推薦により選出される委員がほとんどであり、その方々が認定農業者とは限らないため、過半の要件を満たさなくなる可能性がある。その場合に煩雑な事務手続きが必要となるため。

○当農業委員会では令和5年度に農業委員の改選の予定がある中、委員定数が削減となることがほぼ確実である。

一方、女性農業委員の割合の増加（目標 30%）について常に求められているところ、提案内容にあるとおり認定農業者は男性が登録され、その配偶者である妻は認定農業者でないケースが多く見られる。

本提案が実現すれば、女性委員の登用が進みやすくなることが想定されるため、追加共同提案団体として参画したい。

※当市の現状

女性農業委員は5名おり、そのうち3名が農業者であるが認定農業者ではない。（残り2名は中立委員）

○当市では、農業委員の任命の際は主に地区会等から推薦をいただいているが、応募段階では認定農業者過半要件を満たさず、基準を満たす農業者から農業経営改善計画の認定を受けてもらい、なんとか認定農業者過半要件を満たしている状況である。

国の第5次男女共同参画基本計画では、女性農業委員の登用率を2025年までに20%とする目標が定められており、当市において女性登用率20%を満たすためには定数16人のうち女性委員4人とする必要がある。一般的に世帯主である男性が認定農業者となる場合が多いため女性の認定農業者は非常に少数であり、女性委員4人と中立委員1人が認定農業者でないとすると、その他11人中9人が認定農業者である必要があり、現状においては認定農業者過半要件と女性委員登用率20%の両立は非常に困難である。

○地区によって認定農業者の人数に差があるため、地区割で委員の選定を行う際に苦慮している。

○当市においても、現在の農業委員の平均年齢は68歳と高齢であることから、今後の農業委員選任時に提案市と同様の支障が生じることが予想される。また、制度改革による効果の欄に記載がある農業委員の「女性の登用が進みやすくなる」という効果も期待できると考える。

○当市では、農業委員の定数17名に対して認定農業者は1名しかいないため、認定農業者が過半数を占めなければならないという要件はあてはまらないが総じて認定農業者は多忙であることから任命には苦慮する一面がある。

各府省からの第1次回答

農業委員会法においては、担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。

一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。

現行制度については、上記のような弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農業委員の任命にあたっては、原則である「認定農業者等が農業委員の定数の過半を占めること」を満たすために、当市に限らず、共同提案団体など多くの農業委員会が任命に苦慮している状況であります。現行制度においても、一定の要件を満たした「認定農業者が少ない場合」の例外措置があることは承知してはいますが、以下の理由から、要件の緩和にあたっては、原則である法律改正による抜本的な見直しを求めます。

①全国農業会議所が令和2年10月に全国の農業委員会を対象に実施したアンケート結果では、多くの農業委員会が過半数要件の緩和(1,701委員会中993委員会(58%))や認定農業者とみなす者の本則化(1,701委員会中547委員会(32%))を求めていること

②元認定農業者、認定農業者の家族や、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者等については、例外での実績も踏まえれば、原則の場合でも、地域の農業に知見を有するという観点からは、委員資格を有することとしても特段問題ないと考えられること

③食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、担い手は、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農、市町村基本構想の水準到達者とされているほか、日本再興戦略に掲げられているKPI(「今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される」)の担い手は、認定農業者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農とされていること

④認定農業者の多数が男性(当市の場合、認定農業者145名中、男性142名、女性3名)であることから、原則である法第8条第5項の規定は女性委員の登用が進まない一因となっていると考えられること

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止もしくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○他の行政委員会に比べても、地方公共団体の組織にもかかわらず、委員の資格要件に関し過度な規制ではないか。

○食料・農業・農村基本計画等において、「担い手」は、認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者等とされており、また、認定農業者の農業経営に参画する親族等についても農業に関する知見は遜色ないことから、これらの者を例外ではなく原則として農業委員の資格を有することとすべきではないか。農業委員会に反映すべき「担い手」の意見を認定農業者の意見に限定する必要はないのではないか。

○全国農業会議所の調査でも、認定農業者が多忙であることなどから多くの農業委員会が原則の見直しを求めており、また、年齢層の高い男性が多数を占める認定農業者を過半数とする現行の原則では青年・女性農業委員の登用が進みにくいことも踏まえ、原則の見直しを2次ヒアリングまでに積極的に検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

食料・農業・農村基本法第21条においては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農民生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営の規模拡大等の施策を講ずることとされている。効率的かつ安定的な農業経営とは、他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を確保する経営であり、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善計画に関し市町村の認定を受けた認定農業者が該当する。

これらの点を踏まえ、農業委員会において、担い手たる認定農業者の意見を的確に反映した形で、農地の貸借等に係る許可等の業務運営を行うよう、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。

一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。

現行制度については、現場の実態を踏まえ弾力的な措置を講ずる考えであるが、その検討に当たり、改めて、現場の実態を把握してまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し

提案団体

那須塩原市、さくら市、高根沢町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。

具体的な支障事例

土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。

- ・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはならず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること
- ・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決となった例がないこと
- ・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の当否は予算の審議でも議論することができること
- ・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること
- ・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること
- ・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の安全や営農再開のための早期の災害復旧工事を迅速に実施することが可能となる。議決が不要となることで、議決に向けた関係機関との調整業務が減ることとなり災害対応の強化を図ることができる。

根拠法令等

土地改良法第96条の4、第87条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市

○土地改良法に基づく災害復旧工事については、同法第 96 条の 4 の準用規定により、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画定めて実施する必要があることとされている。

- ・議会手続には1～3か月を要すること
- ・議会を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があること

から、迅速な災害復旧の観点でいえば遅いと言わざるを得ない。これは当町だけでなく多くの市町村も共通して感じていると思われるので当町も議会の議決を不要とすべきと考える。

○近年、自然災害が頻発する一方で、県内の市町村職員は減少しているため、議決手続きの見直しにより、迅速な災害復旧工事を実施できる。

○迅速な災害復旧の実施の観点から、当市としても同調する。

○災害復旧工事においては、住民の安全や早期の営農再開のため迅速な対応に努めてきたが、本提案による議決手続きの見直しにより、更なる迅速化が期待できる。

○当市では、平成5年豪雨災害が発生し土地改良法に基づく災害復旧事業を実施しているが、30年近く経過しておりその後土地改良法に基づく災害復旧工事は行っていないため、事例確認が出来ないが、提案の趣旨に賛同する。

各府省からの第1次回答

土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者（市町村議会議員）の議決機関である議会の議決を求めているところである（第 96 条の4において読み替えて準用する第 87 条の5）。

一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている（法第 87 条の5及び法第 91 条第4項において準用する第 90 条第7項）。

以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行、事業主体の違いにより手続にも違いを設けているとのことであるが、災害復旧事業に関しては、都道府県営・市町村営いずれも受益者の申請によらずに行うことができることを踏まえ、議会の議決を不要とするよう、必要な検討を進めていただきたい。

なお、基礎自治体として災害復旧時に地域住民の意思を反映する必要性については十分理解しているが、住民が災害復旧で一番求めるのは迅速な復旧での通常生活の再開であり、原型復旧という原則も考慮すれば、早期復旧の重要性に鑑み、議会の議決は不要であると考えている。

また、たとえ県営事業でも国営事業でも地域の特性を踏まえ、住民意思に即した適切な復旧は当然必要であり、住民意思の反映という観点は、市町村事業だけ応急工事計画に議決が必要である理由としては乏しいと考えている。

その他、応急工事計画の内容は予算審議（例外的な措置である予算の専決処分を含む）においても議会側に説明しており、再度応急工事計画として審議を経る必要はないと思われる。また、当該計画の内容は、原形復旧前後の状況や工法等の技術的細目であり、議会との議決になじむものでもないと思われる。

さらに、道路等の災害復旧の場合は、応急工事計画を策定して議会の議決を経る必要がないため、農地や農業用施設のみ復旧が遅れるという問題もある。

以上より、法定で市町村議会の議決事項とはせず、議決事項とするかは市町村の判断に委ねるべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○土地改良法制定当初と異なり、市町村が大規模化していることや水害等が頻発・激甚化しているという社会情勢の変化等を踏まえ、市町村の応急工事計画について議会の議決を不要とすることについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○議決を不要とした場合に、新たな手続を設けることは、慎重に検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、内閣府地方分権改革推進室とともに、市町村に対して実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえて、法改正も視野に入れて検討することとしたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

110

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲

提案団体

横須賀市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、当市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっている。一方、当市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。

具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約 2,000 m²程度であり、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものでもないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、当市としては要望どおり編入することが適切と考えている。

都道府県の基準は、上記のような小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、過去の区域区分の見直し時に都市計画変更要望を提出しても、このような区域区分の変更は認められなかった。

また、小規模な住宅地の拡張など区域区分の変更が認められるケースがあるが、その場合でも、都道府県の区域区分の見直しスケジュールに合わせなければならないため、スピード感を持って住民からの要望の応えることが難しい。

中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約 20 年が経過する都市計画区域マスタープランに基づいて区域区分の変更に係る判断を行う事務執行能力が十分にあると考える。地域の実情に合わせて円滑に街づくりを進めることを可能とするため、少なくとも、一定の面積以下で、他市町村との境界に近接しない区域区分の変更(既存家屋がある集落の市街化区域への編入、市街化調整区域が隣接した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全域の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものにとらえ、中核市に権限移譲を行うことを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民からの要望や提案に対して、中核市が地域の実情に合わせて主体的に判断することが可能となり、円滑に調整が進むとともに、区域区分の変更と併せて市決定権限の用途地域の変更も行う際に、関係部局との事前協議や調整、都市計画手続を効率的に行うことができる。

根拠法令等

都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川口市、久留米市

○都市計画の人口フレームが当該自治体の土地利用政策の枠桎となっている。また、都道府県の権限であるため、都市自治体の状況を考慮した対応が十分でない。県の運用方針が合わず、別な手法を用いて土地利用を行った例がある。

各府省からの第 1 次回答

区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであり、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。

また、現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること（法 15 条の 2 第 1 項）、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること（法 18 条第 1 項）など、市町村の意向を反映させる機会には法律上も担保している。

なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第 34 条第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号などの規定を活用し、許可権者である中核市の判断で、許可することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市計画運用指針でも、都市計画の決定等にあっては市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ都道府県が決定するものとされており、その観点から事務遂行能力の高い指定都市は区域区分の決定権限を持っています。

区域区分の変更内容は多岐にわたり、市街化区域に新市街地として大きい面積の区域を編入するものから道路等の整備により境界を数m移動する小規模な面積の変更等様々な性質のものがありますが、変更内容によっては広域的に影響が生じるのか疑問に思うものもあり、その全てを「広域的な観点から定めることが適切」とする考え方はあまりにも形式的です。

また、ご指摘の通り現行制度においても市町村の意向を反映させることが可能となっていますが、都道府県が実情に即してきめ細やかに対応することは無理があることから、実際には市町村の意向が通らず支障が生じている現状があるため、大きい面積の区域を編入するものについては、都道府県全体の人口や産業の将来の見通し等を勘案し広域的な観点から都道府県が定めることが妥当だと考えますが、広域的な影響を及ぼすとは思えない面積の小さい局所的な案件は、よりきめ細やかに公共施設の整備状況等の実情を総合的に勘案できる中核市が区域区分の変更をすることが望ましいと考えます。

なお、同法第 34 条には、市街化調整区域内で広い区域等を指定することにより、開発許可による土地利用が可能となる規定がありますが、提示した「具体的な支障事例」は、同条の運用にはなじまず、区域区分の変更により対応すべきと考えられる案件です。

こうした区域区分の変更に関する権限移譲を求める中核市の意見を国土交通省で把握した上で、前向きな検討を求めたいと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都市計画における区域区分の設定権限については、地方分権推進委員会第一次勧告を踏まえ、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、区域区分の決定は広域自治体である都道府県が行うべきとの説明があったが、区域区分の軽易な変更は、必ずしも都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務にあたらないと考えられる。

区域区分の変更に関する都市計画決定権限を中核市に移譲できない理由はないのではないか。

○現行制度下では必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないという実情が示されていることから、実態や権限移譲等の意向等を中核市に対し調査した上で、区域区分の変更のうち、都道府県の広域的な判断が不要であり中核市が即地的に判断することが適当なものについて、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

都市計画の決定については、仮にその一部であっても同一箇所について二者の決定権者が存在することは、判断の統一性・一体性を損なうものであることから、決定権者は一者とすべきである。この点、前回回答のとおり、区域区分は一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備事業、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるものであることに鑑み、都道府県が広域的な観点から定めることが適切である。

一方、必ずしも中核市が地域の実情に応じて迅速に主体的なまちづくりが行えていないとの専門部会からのご指摘に加え、本提案に対して全国知事会から「引き続き都道府県の事務・権限とするべき」との意見もあったことを踏まえ、中核市及び都道府県における実態を把握した上で、必要に応じて運用改善に向けた検討を行うこととする。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。

具体的な支障事例

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の収集に関係する事務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取りまとめ、ホームページ上で公開することにする等、事務の簡略化を図ることで、計画策定にかかる都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けを廃止することで、計画策定にかかる都道府県職員の業務量が削減できる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県

○一般廃棄物の処理に関しては市町村の自治事務であり、分別収集促進のために県が市町村に対してできるのは技術的助言に過ぎない。この助言等を含む市町村に対する一般廃棄物に係る県の関わり等については、「都道府県廃棄物処理計画」で示すことが可能である。実質的に、市町村の計画の数値を積算するだけであり、5年計画でありながら3年ごとに作成することになっており負担が大きい。

○当市における一般廃棄物処理関係の計画は、都道府県が策定する廃棄物処理計画を上位計画として「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を策定している。この計画により、当市の一般廃棄物を計画的に処理できているため、都道府県分別収集促進計画が無くても支障がないと考える。

各府省からの第1次回答

容器包装再商品化法に基づく「都道府県分別収集促進計画」は、都道府県内の市町村における容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大のために市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていたものであり、現に、効率的な分別収集方法や収集体制を確立するための広域化への支援、市町村ごとの取組の分析及び働きかけを計画に盛り込む都道府県も存在する。

さらに、本年6月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、容器包装のみならず、プラスチック資源の分別回収及び再商品化を促進するため、容器包装再商品化法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、市町村が単独で又は共同して実施する再商品化計画の認定制度を創設。今後、都道府県が「都道府県分別収集促進計画」に基づき行う広域的調整や市町村への援助は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえたものになることが期待され、「都道府県分別収集促進計画」はその重要性が増す。

なお、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

容器包装再商品化法第9条第2項第1から3号は市町村分別収集計画と整合が求められる県の区域内の容器包装廃棄物等の排出見込量等を計画に掲げる事項として定めている一方、同項第4号の分別収集等の知識普及や市町村相互間の情報交換の促進(以下「知識普及等」という。)は、地域の実情に応じて都道府県が検討して定める内容であり、両者の性質は異なると考えられる。

このため、提案のとおり、排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・とりまとめを行い国に報告することにより、また、知識普及等(法第9条第2項第4号)については、都道府県廃棄物処理計画に記載しその実施を担保することにより、国の政策目的は実現できると考えられ、都道府県分別収集促進計画の策定の義務付けという手法に限る必要はないと考える。

また、第4号の知識普及等については、新たに制定されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る市町村への技術的援助も含めて、都道府県廃棄物処理計画に位置づけて、全体として中長期的に市町村と連携して取り組むこととすることが適当と考える。なお、その取扱いにおいては、都道府県廃棄物処理計画の計画期間は各々任意に設定されていることを踏まえ、改定頻度を規定せず、都道府県がそれぞれ設定している廃棄物処理計画の計画期間に合わせることを適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島県】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、現在、制度設計が進められていると存じるが、容り法との関連を明確にし、市町村等の負担増加につながる業務量の増加がないように配慮いただきたい。

3年ごとの計画作成が、容り協への委託量把握のために必要であるならば、数値のみの報告等に簡素化し、計画自体の策定は本来の5年ごととするなど、目的と手段について再度検討を行っていただき、事務負担の軽減について配慮いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○「都道府県分別収集促進計画」の記載事項のうち、市町村のデータの積み上げ・把握については、計画を策定せずとも可能であり、都道府県に計画策定を義務付けるのは過大な負担ではないか。

○容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項については、「都道府県廃棄物処理計画」等の他の関連する計画に記載することで「都道府県分別収集促進計画」を策定したものとみなすことができるよう法令上の対応を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、現行規定においても、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは可能である。法技術上の問題がなければ、法令上この旨を明確化することについても差し支えない。

「排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・取りまとめを行い国に報告する」というご提案については、法第9条第5項及び第6項に基づき合算して得られる総量が法第11条において特定事業者に再商品化を義務付ける再商品化義務量の算定の根拠となるという法律の構造上、法令の定めによらない実態上の集計・取りまとめに替えることは困難である。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止

具体的な支障事例

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。

また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。

県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであると考え。

現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県あて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが薬務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。

県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。

根拠法令等

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県

○県計画は形式的なものとなっており、代替策が講じられるのであれば、県計画は必ずしも必要ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答

医療に必要不可欠な血液製剤については、有効期限が短く、継続的に確保する必要があるという特徴があります。また、我が国では血液は、国民の善意による無償供血である献血のみにより供給されるものです。このような血液事業の特殊性に鑑み、安定供給の体制を確保、維持するため、計画的な献血が必要になります。このため、平成 15 年に血液法にて国が策定する献血推進計画には、我が国全体の献血により確保すべき血液の目標量や啓発活動等について規定し、都道府県は国が策定した計画を具体的実施するため、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）を策定することにより、地域の医療に不可欠な血液の供給に際しては、都道府県においても献血についての住民の理解と採血事業者による献血の受け入れの円滑な実施のため必要な措置を講じることとしております。

都道府県は県計画を策定・明示することで、適切な時期に必要な施策を計画的に実施することができ、また、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民に対し都道府県の施策を明示することで、容易に協力を得られるなど、献血の推進及び血液の安定供給につながるものです。

もし、献血推進に関する計画を設定していない場合、計画的な献血推進施策を献血協力団体や住民の協力が得られないなど、効果的な献血推進が難しくなり、血液の安定供給の支障を来すこととなります。

また、都道府県において県計画を策定することで、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行うことで血液行政の透明性の確保及び適正な運営の確保につながります。したがって、以上の理由から国計画を具体化する県計画は必要です。

なお、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、県計画とは別の計画を作成しているなど他の計画を別途作成している場合、当該計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とするなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和 3 年度末までに検討予定です。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国計画には、「都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、～略～、献血への参加を促進する。」との記載があり、県計画がなくとも、市町村や採血事業者と連携が取れ、医療関係者、協力団体を含めた会議の開催もできるため、協力を得ることは可能です。

また、採血事業者は、法第 6 条において献血の推進等に努めることとされており、法第 11 条第 1 項に基づき策定した献血受入計画に記載された献血量確保のための取組を実施しています。その上で、都道府県は、法第 11 条第 7 項において献血受入計画の円滑な実施に協力しなければならないとされており、これらの法制度によって、県計画がなくとも、血液の安定供給に係る支障は生じえないと考えます。さらに、国計画には、献血推進のための施策として、キャンペーン実施手段などの記載があり、これらに従った効果的な献血推進の実施は可能です。

献血推進施策の進捗状況の確認・評価及び見直しについても、国の基本方針第四の四に、「国及び地方公共団体は、～略～、献血推進施策の見直しを行うこととする。」との記載があり、県計画に依らず実施可能です。少子高齢化が進む中、献血可能人口は減少しており、将来にわたり必要な血液を確保するためには、若年層の献血者の確保が課題です。特に、献血可能年齢となる高校生に献血の必要性を理解してもらうことが大切であり、負担軽減により得られた労力を高校生献血学習を中心とした啓発に費やしたいと考えます。

県計画策定に係る事務等の負担軽減策を検討予定との御回答ですが、この場合でも県として計画を作成することによりはなくなり、事務等の負担軽減にはつながらないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県献血推進計画に関しては、計画策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○都道府県が関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じることができれば、必ずしも都道府県に計画策定を義務付ける必要はないのではないか。少なくとも、毎年度策定する必要はないのではないかと。

○計画策定に係る都道府県の事務負担の状況を確認した上で、記載項目の簡素化など、計画策定に係る負担軽減策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

国計画については、全体の基本方針を示すのみであり、各自治体の独自の取り組みについては、別途県計画で協力団体等にその内容や実施時期等をあらかじめ示し、協力を求める必要があります。また、都道府県は県計画の作成主体として、献血推進施策が効果的かつ計画的に実施できたかについて評価・見直しを行う必要もあります。

地域独自の献血推進施策を都道府県が主体となり、地域の実情に合わせて行うための計画の立案は地方自治の観点から必要と考えます。

また、法第5条に都道府県等は採血事業者による献血の受入が円滑に実施できるよう必要な措置を講じることが規定しています。その内容は地域の実情に応じて実施する必要があること、さらに、地域医療において血液確保は必要不可欠であることから、都道府県において他の医療関連施策とも連携した計画に基づく取り組みが安定供給の観点から必要です。

国計画で示した献血推進のキャンペーンは、我が国全体として行うものを示しています。具体的な取り組みについては、都道府県において独自の取り組みを組み合わせることで、より効果的な献血の推進になるものと考えます。

今般、県計画策定にかかる事務負担について、幾つかの都道府県(6自治体)に確認したところ、パブリックコメントを行っている県は無かったこと、また推進計画策定に関する推進協議会の開催頻度は年1回程度とのことで、県計画策定にあたって過剰な業務負担ではないとの回答でした。このため、業務を工夫していただければ、過剰な負担にはならないと考えております。

なお、県計画の毎年度策定の義務付けについては、平成14年に当時の採血法を改正する際、国会において、都道府県が積極的に献血の推進に関わり、採血事業者とともに取り組んでいく必要があるとして付記修正の上、成立したものです。このような立法経緯を踏まえると、行政府の立場として県計画の毎年度策定の義務付けの廃止の改正を行うことはできないことを申し添えます。

今後、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、他の計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とすることや、県計画を中期的な観点の事項と、毎年把握すべき事項に分け、年度によっては、県計画で提出する事項を大幅に簡素化する運用を行うなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和3年度末までに検討予定です。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和

提案団体

津久見市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。

具体的な支障事例

当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、島在住の看護師を含めた体制で診療を行っている。
 荒天等において、医師が渡島できないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。
 しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所内に医師が不在となり、薬剤師法第19条(調剤)及び第22条(調剤の場所)による制限のため診療所内に在庫している薬剤を患者に提供できない事案が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

オンライン診療で診療所内に医師が不在の場合でも、診療所内に在庫している薬剤の提供が可能になれば、薬剤を配送する時間と配送経費の削減が可能になり、離島等のへき地住民の利便性向上、負担軽減及び医療の確保を図ることができる。また、オンライン服薬指導との併用へと発展できれば、へき地であっても医師・薬剤師双方から遅れなく医療サービスを受けることが可能になる。
 オンライン診療時でも、当該診療所に看護師が常駐していれば、医師又は薬剤師が映像を介して看護師に指示を行い、薬剤の最終的な確認を行えば差し支えないのではと考えている。なお、安全性の確保及び看護師の負担軽減のため、提供できる薬の種類や、特例の適用の範囲は限定すべきと考える。
 新型コロナウイルス感染拡大防止や、台風等の自然災害が物流に与える影響を回避する点からも、オンライン診療のさらなる活用と普及が期待される。
 へき地における医療機能を維持するためには、自然災害や人員不足等、多くのリスクを抱えていることも事実であり、特例的に規制緩和をいただくことで、より柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

薬剤師法第19条、第22条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高松市、高知県、大分県、宮崎県

○当県ではオンライン診療の導入促進に向け、よりの確な診断が可能となるよう、電子版かかりつけ連携手帳と連動したアプリの開発を進めており、制度の普及・促進に資する規制緩和については大いに賛同するところである。

各府省からの第1次回答

調剤は、専門的な薬学的知見を有する薬剤師が、実際の医薬品の品質や、その種類等に間違いがないことを直接確認しながら取り揃えや計量、混合等の調製を行う必要があるため、薬剤師法第19条において、薬剤師でない者が調剤してはならないとされている。また、同条ただし書きにおいて、一定の条件下で、例外的に医師が自己の処方箋により自ら調剤するときはこの限りではないとされている。本件においては、離島部の診療所において医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う必要があり、看護師が当該診療所で調剤を行うことはできない。

このような離島等の医薬品供給体制は、地域の薬剤師会等の協力により、医師が不在の間、当該診療所に薬剤師を派遣するなどの対応をまず検討することが重要であり、大分県の薬務主管課や大分県薬剤師会等と相談しながら進めていくことが適当と考える。

例えば、医師が不在の当該診療所に来所した患者に対し、本土の医療機関から、当該診療所に従事する医師がオンライン診療を行う場合において、その医師の処方に基づき、当該診療所に薬剤師を従事させ、当該薬剤師が調剤して患者に薬剤を交付することは可能である。また、その医師の処方箋により薬局においてオンライン服薬指導を行い、調剤された薬剤を、当該患者の居宅等に配送することも可能である。この場合において、一定の条件の下で、当該薬剤をドローンを用いて配送することも可能である。（参考：「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和3年6月22日付け薬生総発第0622第2号・医政総発0622第3号））

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

医師等が映像を介して看護師に指示を行い、患者に提供できる薬剤については、PTPシート又はこれに準ずるもので包装されたままの医薬品を想定している。また、映像を介して、医薬品の種類や品名、個数など必要量を取り揃え、確認できる薬剤のみを想定しており、医薬品を直接計量、混合する行為などは想定していない。また、当該診療所に従事する看護師においては、院内における医薬品の在庫状況等精通している。

よって、医師等による映像を介して看護師への指示等、調剤した薬剤の最終的な確認をすることにより、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことなく安全性が担保されるため、看護師による薬剤の提供を可能とすべきである。

また、本提案は、平時においても薬剤師のいない離島等のへき地において、荒天等により船便が運航できない場合をはじめ、夜間、緊急を要する場合等、医療提供に支障が生じた際の対応を求めるものである。離島の天候は突如変化し、想像を超えた波高、強風に見舞われるため、事前に本土から薬剤師を派遣することやドローンを活用した配送などでは解決は見込めない。

また、ご指摘の関係機関との連携については、大分県薬剤師会と協議を行っており、薬剤師会の全国組織等を通じて、へき地住民の医療確保のため、本規制緩和の実現に向けた取り組みを進めていくことなど、協力の了承をいただいている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、医師等が映像を介して錠剤の取り揃え等の行為を確認する場合に、どの範囲の行為まで当該医師等による調剤として整理することができるのか検討したい旨の説明があったが、この検討の進

捗状況や方向性、スケジュールについて、2次ヒアリングで具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

本件については、離島部の診療所において医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う必要があり、看護師が当該診療所で調剤を行うことができないことは、1次回答のとおり。

こうした事例において、当該診療所に従事する医師がオンライン診療による処方箋に基づき、当該医師の責任の下、医療安全を確保しつつ適切に医薬品を提供することが可能かどうか、関係団体等の意見も踏まえながら整理したいと考えている。